

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 千葉銀行			コード	8331
提出日	2021/5/28	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2021年6月25日開催予定の定時株主総会において、新たに独立役員となる菊地和博氏、高橋経一氏、高橋渡氏の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田島 優子	社外取締役	○										○					有
2	高山 靖子	社外取締役	○										○					有
3	木内 登英	社外取締役	○										○					有
4	菊地 和博	社外監査役	○										○				新任	有
5	高橋 経一	社外監査役	○										○				新任	有
6	高橋 渡	社外監査役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	田島優子氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	高山靖子氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	大手化粧品会社のお客さまサービス部門やC S R部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	木内登英氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常取引であります。また当行は、同氏が勤務する株式会社野村総合研究所とは一般的な与信取引があります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	大手シンクタンクのエコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えているほか、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員に就任し、金融政策及びその他の業務を5年間担うなど、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上に期待できることから社外取締役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	菊地和博氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	内閣審議官、国家公務員共済組合連合会専務理事等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と行政全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5	高橋経一氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また、当行は同氏が業務執行者であった日本銀行と預け金や借入金等の取引があります。 上記の取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	日本銀行の支店長、情報サービス局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

6	高橋渡氏は当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 また、当行は、同氏が副知事を務めていた千葉県との間で指定金融機関としての取引や預金・貸出金等の取引、出向者の派遣・受入等を行っています。上記の取引は一般的な取引であること、当行の連結業務粗利益に占める利益の割合は1%未満であること等から、「一般株主と利益相反を生じるおそれはない」と判断しております。またその取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、詳細の記載を省略します。	千葉県副知事等を歴任し培った豊富な行政等に関する見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
---	---	--

4. 補足説明

該当なし

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。